

「図書館の自由」 図書館基礎講座

自己紹介
千 錫烈
関東学院大学 社会学部 教授
2015年より
JLA図書館の自由委員会東地区委員

主催：日本図書館協会 非正規雇用職員に関する委員会
担当：千 錫烈

はじめに

今日の講座の目的

- ・「自由宣言」ってどんなもの？
- ・普段の業務にどう活かす？

途中で、休憩を入れます。

2

図書館の自由に関する宣言 (1979年改訂(主文))

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての機関に反対する。

図書館の自由が脅かるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

公益社団法人 日本図書館協会

「図書館の自由」って？

「図書館の自由に関する宣言」
(「自由宣言」) に示された理念のこと

1954 (主文のみ) → 1979改訂 (副文も)

法律じゃない。

だから問題が起こりやすい。

唯一の正解もなく難しい・・・

図書館員が自らの責任において組織として判断する

3

「自由宣言」の 「主文」と「副文」と「解説書」

主文

図書館の自由に関する宣言
(1979年改訂(主文))

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての機関に反対する。

図書館の自由が脅かるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

公益社団法人 日本図書館協会

副文

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

- 1 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発し交換すること、すなわち表現の自由の保障が・・・
(日本図書館協会 自由委員会HPに全文掲載)

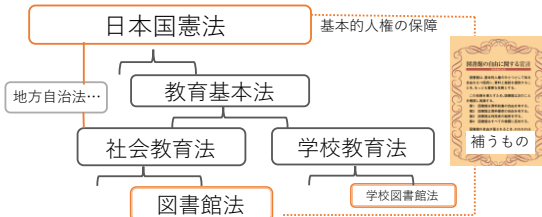
解説書第3版



2022年5月刊行

4

「自由宣言」の位置づけ



5

「自由宣言」成立経緯・歴史

戦前・戦中の図書館 検閲と思想善導に加担 “良書”を強要
県立長野図書館「発禁1925-1941 戦時体制下の図書館と知る自由」



「スバイに注意せよ」の印

『大衆の読書』(国合図書館刊)



平成27年(2015年)8月開催

https://www.knowledge.pref.nagano.jp/collection/archive/tokubetsukikaku/kikaku_1508.html

6

「自由宣言」の成立まで

1950	図書館法公布
1954	全国図書館大会で自由宣言 本文採択
1967	練馬テレビ事件 (『33選』-22 p.140)
1973	山口県立図書館図書抜き取り放置事件 (『33選』-8p.52) 10月 全国図書館大会 (高知) で宣言を確認 目黒区史回収 (『33選』-21 p.135)
1974	自由委員会設置の検討委員会発足、委員会設置、委員会規定承認
1975	3月 自由委員会活動開始
1976	ビノキオ問題 (『33選』-17 p.104)
1979	5月 日本図書館協会総会で自由宣言 改訂を決議 、声明を公表 10月 『図書館の自由に関する宣言1979年改訂』解説冊子を発行 10月 全国図書館大会で改訂宣言支持を決議

『33選』→『図書館の自由に関する事例33選』日本図書館協会1997.6

「自由宣言」前文

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

- 1 表現の自由と知る自由⇒**基本的人権と密接な関係**
- 2 すべての国民に資料を入手し利用する権利がある
図書館はこのことに責任を負う機関である
- 3 自らの責任にもとづき資料と施設を提供する
- 4 歴史的事実の反省の上に国民の自由を守る
- 5 公平な権利 いかなる差別もあってはならない
- 6 すべての図書館に基本的に妥当する

大切な人権を守るために
欠かせない
公共施設

「自由宣言」は

図書館が国民に対してする約束→周知が必要
図書館員が宣言を理解し、確認し、実践する

すべての図書館
すべての館種 (公共・学校・私立・専門)
すべてのサービスで

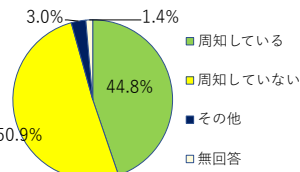
「図書館員の倫理綱領」(1980)と表裏一体



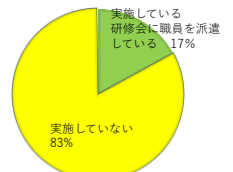
「図書館の自由に関する全国公立図書館調査2011年」

日本図書館協会 2013/6 母数945

「自由宣言」の掲出



「図書館の自由」に関する研修の実施



第1 図書館は資料収集の自由を有する

「自由宣言」の副文には
「あらゆる資料要求にこたえなければならない」とある

第1 図書館に資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、**国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。**
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、批判をおそれて自己規制したりしない。

第1 図書館は資料収集の自由を有する



「自由宣言」の副文には
「あらゆる資料要求にこたえなければならない」とある

利用者からリクエストがあったら、
なんでも買わないといけないってこと？

第1 図書館は資料収集の自由を有する

そのあとには、
「収集方針に基づき資料の選択を行う」とある

第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派の立場にとらわれて、その著作を排除することはない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、断断をおそれて自己規制したりしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。

13

第1 図書館は資料収集の自由を有する

「収集方針に基づき資料の選択を行う」ということは



図書館が選んでもいいの？
買わなくてもいいの？

14

第1 図書館は資料収集の自由を有する

そもそも買えるだけの資料費がある？

年間、どれだけの本が発行されている？
令和4年（2022年） 新刊書籍点数 約66,885冊

平均単価をかけると？
約1,270円 = 8,500万円！

みなさんの図書館の資料購入費は？

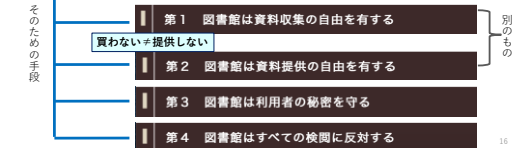
15

第1 図書館は資料収集の自由を有する

本来、自由宣言(副文)の構造はこう？

図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、
国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

高額な資料 一部のしか利用しない資料 収集方針にあわない資料・・・
図書館で自律的に判断し、買わない自由もある。



16

第1 図書館は資料収集の自由を有する

所蔵がなく、購入しない資料を提供する手段

相互貸借

類書を提供

デジタル公開資料、他機関照会

複写を取り寄せ、提供

購入できないけれども、これらも駆使して
利用者の要望に答えればよい

17

第1 図書館は資料収集の自由を有する

「自由宣言」が保障すべきとする「知る自由」って？

「自由宣言」前文

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供
することをもっとも重要な任務とする。

前文の副文より

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の
原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表
し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である...

国民一人一人が
政治の責任主体

政治の責任主体として
必要な情報を知る権利

これだけ？

18

第1 図書館は資料収集の自由を有する

「知る自由」の範疇＝政治的な言論を知ること

これだけ？

▶副文の前文のつづきに、こうある

・知る自由は、**また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり**、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。

・日本国憲法「知る自由」に関わる条文

第13条(個人の尊重・幸福追求権)

第19条(思想及び良心の自由)

第21条(表現の自由)

第25条(社会的生存権 健康的で文化的な生活)

第20条(信教の自由)

第23条(学問の自由)

第26条(学習権)

19

第1 図書館は資料収集の自由を有する

いっさいの基本的人権に密接に関わる「知る自由」って？

・憲法ではさまざまな基本的人権が保障されている。

・国民がそれらの基本的人権を行使するとき、その前提として情報を得ることが必要
▶情報がなければ基本的人権を行使できない。

知る自由
の範囲

政治的
言論

基本的人権を行使する
ために必要となる情報

20

第1 図書館は資料収集の自由を有する

「知る権利」の定義

*自由委員会では、「知る自由」を、ほぼ「知る権利」に近い概念として位置付けている

・知る権利には二つの機能がある。一つは、**個人権的機能**であって、情報化社会といわれる現代社会では、個人が幸福を追求し、健康で文化的な生活を送っていくためには、十分な情報を利用できることが不可欠である。

・もう一つの機能は**参政権的機能**であって、民主的な政治過程が前提とする個々の国民の政治的な意思形成のために、国民が十分な情報を受け取ることができるのでなければならない。

小学館『日本大百科全書』より、「知る権利」浜田純一

21

第1 図書館は資料収集の自由を有する

憲法が保障する基本的人権

基本的人権との関わりで説明できるものは収集・提供すべき

自由権
思想・良心の自由
信教の自由
表現の自由
職業選択の自由
居住移転の自由
学問の自由
人身の自由 など

参政権
選挙権・被選挙権
憲法改正国民投票権
など

新しい人権
(幸福追求権)
プライバシー権
環境権
余暇の権利

社会権
生存権(健康で文化的な最低限度の生活を送る権利)
教育を受ける権利
勤労の権利
労働基本権

法の下での平等
平等権

22

第1 図書館は資料収集の自由を有する

資料収集の自由を考える事例

・『絶歌』元少年A 太田出版 2015 所蔵 8.5% 427館

神奈川県内所蔵あり-12市町+県立
神奈川県内所蔵なし-20市町 箱根町・中井町・大井町・湯河原町・三浦市・葉山町・山北町・開成町・厚木市・寒川町・真鶴町・愛川町・伊勢原市・横須賀市・茅ヶ崎市・南足柄市・大磯町・二宮町・秦野市・逗子市 (2024/11確認)

日本図書館協会 図書館の自由委員会 「図書館資料の収集・提供の原則について(確認)」
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/cmnt201507.html>

・『雑司ヶ谷R.I.P.』樋口毅宏 新潮社 2011
奥付に著者から貸出猶予のお願い 所蔵18.1% (『2011調査』)

23

図書館資料の収集・提供の原則について(確認)

2015年6月29日
公益社団法人 日本図書館協会
図書館の自由委員会
委員長 西河内 靖泰

1. 「宣言」は、収集の制限を首肯していません。

2. 提供について、「宣言」は、提供制限は行わないという原則を示した上で、**例外的に提供制限があり得る3つの制限項目**を示し、さらに提供制限を行うことがあり得る**3つの要件**を確認しています。

各図書館におかれては、以上に示した原則に照らして日頃から主体的にご判断いただいているものと考えますが、本件は上記の提供制限要件には該当しないことを念のため申し添えます。

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/cmnt201507.html>

24

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。

<制限項目>

- 1 人権またはプライバシーの侵害
- 2 わいせつ出版物と判決確定
- 3 寄贈寄託者が公開を否とする非公刊資料

<要件>

- 1 頒布差し止めの司法判断があること
- 2 そのことが図書館に通知されていること
- 3 被害者（債権者）が図書館に対して提供制限を求めた時であること。

朝日新聞デジタル > 記事

「反論満載のうそ本」町長の発言きっかけ、町図書館で閲覧不可に

編集委員・伊藤智恵 戸村豊 2022年3月9日 21時17分

2022年4月に提供開始
提供が1年保留されたことについて提訴

2023年10月6日付けで著者と町との和解が成立、10月11日には町ホームページに「和解の趣旨」として、「今後は、表現・出版・図書館閲覧等の自由が確保されることを目指し、図書館等の受け入れの基準と手続きを明確化・透明化し、(中略)、被告図書館に掲げられている「図書館の自由に関する宣言」の遵守に努める」ことなどが掲載されている

この本は元朝日新聞記者のライター杉本裕明さん執筆の「テロと産廃 御蔵町騒動の内幕」

https://www.asahi.com/articles/ASQ396VDJQ39OIP031.html

26

第1 図書館は資料収集の自由を有する

では、何を買う？

資料管理方針を策定し、公開しよう。



自由宣言 第1の副文(5)より
p.8 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

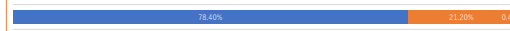
* 藤沢市総合市民図書館における収集方針の公開（『33選』-7 p.47-）

27

第1 図書館は資料収集の自由を有する

資料管理についての方針の策定と公開（『2011調査』）

■ 成文化している ■ 成文化していない ■ 無回答



「資料収集や保存に関する方針」
「選書の基準」
「除籍の基準」
「寄贈資料の受入の規定」

* 収集・保存の方針について非公開が19%。
WEB公開はわずか13.8%、求めに応じて公開が34.1%

28

第1 図書館は資料収集の自由を有する

* 日常の事例からー 6 を考えてみよう

- ・ 予約を受けた本が、大きな社会問題を起こしているとする新興宗教団体の本だった。所蔵していない。迷っていると次々と予約が入ってきた。
- ・ 購入した方がよいのだろうか。

- ▶ 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それは図書館や図書館員が支持することを意味するものではない。
 - ▶ 収集の際、特定宗教ということで排除する理由はない。
 - ▶ 予約という制度を逆手に取る圧力に対して屈することもない。
- 収集方針に照らして個別に判断し、購入するか、借用するかを主体的に判断を。

29

第2 図書館は資料提供の自由を有する

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。
図書館は、正当な理由がない限り、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。
提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時間を経て再検討されるべきものである。
 - (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
 - (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
 - (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
3. 図書館の集金会等は、国民の自主的な学習や創造を奨励するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。
図書館は、集金会等の施設を、資料を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
4. 図書館の企画する集金や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

30

第2 図書館は資料提供の自由を有する



収集方針に合わない資料を
借りるのはいいの？

31

第2 図書館は資料提供の自由を有する

収集方針に合わない資料を借りるのはいいの？

- ・何をどこまで借りる？収集範囲にない資料を借用する？
コミック、問題集、楽譜・・・
- ・相互協力にも予算は必要
費用はだれが負担？
それは適正なの？

資料収集・提供の自由は、
利用者1人1人が基本的人権を
行使する上で必要となる情報の
提供を保障すること

* 熊取町予約図書取り寄せ拒否事件 2005

32

第2 図書館は資料提供の自由を有する

提供の自由とその制限

すべての図書館資料を国民の自由な利用に供する
正当な理由がないかぎり提供することが原則

<制限項目>

- 1 人権またはプライバシーの侵害
- 2 わいせつ出版物と判決確定
- 3 寄贈寄託者が公開を否とする非公刊資料

<制限する場合でも>

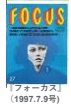
極力限定して適用・より制限的でない手段・時期を経て再検討

33

第2 図書館は資料提供の自由を有する

どこから「人権またはプライバシーの侵害」なの？

- 明白で、現在の危険がある、特定個人に関する情報かどうか
- 知られたいかと思うことが正当かどうか
- 誰もが既に知っているものでないかどうか



- ・「加害少年推知記事の扱い（提供）について」（2007年5月総会承認）
図書館は一般に資料・情報を提供することで図書館が処罰されたり損害賠償を命じられる場合以外は提供する。
加害少年の推知報道については提供することを原則とする。
「原則」という理由は、各図書館の自主的判断を尊重するからである。
（『解説書第3版』p.78- <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/syonenhou.html>）

*『週刊新潮』2013.3.14号 吉祥寺市女性被害者少年2人の実名と写真を掲載
地元図書館で一時的に当該号の貸出やコピーの制限

34

第2 図書館は資料提供の自由を有する

差別用語が入っていたらだめってこと？

「差別的表現」は特定個人に直結するものを除き制限の対象外
言葉狩りにならないように



- * 2000/11/16 「差別的表現と批判された蔵書の提供について（コメント）」自由委
『解説書第3版』p.81 <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/sabetsu.html>
2015/6 「差別用語とされる蔵書の提供について」自由委
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/cmnt201506.html>
2015/6/29 「図書館資料の収集・提供の原則について（確認）」自由委
<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/cmnt201507.html>

- ・司法による人権侵害認定とは別に、図書館が独自に判断する
公平に かつ 主体的に決める

* 2009.10 「福田君を殺して何になる」光市母子殺人事件で死刑が確定した元少年の
実名を掲載し、出版・販売の差し止め請求。廃棄した図書館が34館あった。

35

差別的表現と批判された蔵書の提供について（コメント）

JLA図書館の自由に関する調査委員会2000年

- 1.図書館界は1970年代から、部落差別や障害者差別をはじめ、差別を助長すると批判を受けた表現や資料の取り扱いについて議論を積み重ね、次のような共通の認識をつくってきました。差別の問題や実態について人々が自由に思考し議論し学習することが、差別の実態を改善するうえでは必要なことです。
- 2.差別を助長すると批判された表現や資料を市民から遮断することは、市民の自由な思考や議論や学習を阻み、市民が問題を回避する傾向を拡大します。
- 3.言葉や表現は、人の思想から生まれ思想を体現するものです。差別を助長する、あるいは侮蔑の意思があると非難される言葉や表現も同様です。そして図書館は思想を評価したり判定する、あるいはできる機関ではありません。
- 4.批判を受ける言葉や表現は、批判とともにこの国の歴史的状況を構成しています。図書館は、ありのままの現実を反映した資料を収集・保存し、思想の自由広場に提供することを任務とし、また市民から期待されています。
- 5.批判を受けた資料の取り扱いについては、特定個人の名誉やプライバシーを侵害する場合以外は、提供を行ないながら住民や当事者の意見を聞き、図書館職員の責任で検討し合意をつくるために努力することが必要です。このことは、『ビノキオ』についての図書館界の真摯な議論の貴重な到達点です。
<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/sabetsu.html>

36

第1 図書館は資料収集の自由を有する

* 事例－3 を考えてみよう *

・ たくさんのふしぎ 2010 年 2 月号『おじいちゃんのカラクリ江戸ものがたり』には喫煙のシーンがあった。禁煙学会から抗議を受けた出版社は回収し訂正版を出すことになり図書館に回収依頼が送られてきた。すでに受入れている本をどうしたらよいか迷っている。

- ▶ 図書館は、いったん出版されたものは、それが出版されたという事実を記録し、資料を後世に伝え利用者に提供する役割がある。著者、出版社が回収を求めても応じず、回収を要求された版も保存・提供し、修正版が出たらそれも受け入れるのが基本。
- ▶ 奥付の書誌事項が変わらないものもあるので、必要に応じて新たな書誌を作成し注記することも役割。
- ▶ 知る権利は年齢によって抑制されるべきものではない。

37

第2 図書館は資料提供の自由を有する

提供制限をどう判断し実行する？

● 判断の主体

利用制限をするかどうか、それぞれの図書館が、図書館内外の多様な意見を参考にし、公平かつ主体的に意思決定する。そのための委員会を設置する。→すべての職員の見解が反映されるべき

● 利用制限の方法

「より制限的でない方法」制限措置の理由を明らかにし、公表する。

● 制限措置の再検討

時期を経て制限内容を再検討する。

例：名古屋市の自由委員会

38

第2 図書館は資料提供の自由を有する

検討の三原則(名古屋市) 1979年

- 1 問題が発生した場合には、職制判断によって処理することなく、全職員によって検討する。
- 2 図書館員が、制約された状況の中で判断するのではなく、市民の広範な意見を聞く。
- 3 とりわけ人権侵害にかかわる問題については、偏見と予断にとらわれないよう、問題の当事者の意見を聞く。

- ▶ 「明らかに人権またはプライバシーを侵害すると認められる資料を除き、**資料提供をしながら**市民とともに検討」

『解説第3版』p.36

39

第2 図書館は資料提供の自由を有する

資料を保存する責任

圧力の介入や干渉を許さない将来の提供を保障するため、保存する

- ✕ 提供制限 ▶ 廃棄
- 除籍基準の公開
- チェック体制

* 船橋市西図書館における蔵書廃棄事件（『事例集』-4 p.32-）

* 京都市立図書館 2017.4 京都大学名誉教授桑原武夫氏からの寄贈 1 万冊余りを2015年に誤廃棄。図書館長を懲戒処分に。

* 2017.5 各地の図書館で学校史・記念誌への切り取り被害相次ぐ。

27都道府県65図書館で同様の報告が上がる（このときの被害とは限らない）。

日図協は2017.5.19に調査結果を公開し「地域資料等の破損被害について」声明を発表。

40

第2 図書館は資料提供の自由を有する

集会室等施設の提供 行事や企画

- ・ 公平な提供→地方自治法第244条第3項にも規定
- ・ 例外は、「営利を目的とする場合」
- ・ 特定の政党、宗派の活動は？
 - * 沖縄県立博物館 「政治色が強すぎる」等の理由で講演会講堂使用許可せず。2017.2
 - * 北海道・登別市立図書館 憲法講演会のチラシを職員が無断で処分 2017.3
- ・ 企画や行事の開催は、圧力や干渉によってゆがめられない

* 諫早市立図書館における絵本作家座談会の中止問題 1997（『事例集』-28 p.196）

* 山梨県北杜市立中央図書館の地域ニュース掲示拒否事件 2016年

41

こらも図書館の自由 Vol. 110, No. 11 (2016.11)

「言論の場としての公共施設、そして図書館」（富田穰治）

近年、全国の地方自治体において、社会において議論が分かれているテーマを取り上げた講演会や展示会等について、「政治的中立性」を理由として公共施設の利用に制約を加える事例が頻発している。（中略）

公共施設における政治的中立性とは、一切の夾雑物を含まないものではなく、さまざまな言説を表明する機会の均等を図り、豊かな言論の場を提供することではないだろうか。特定の政治勢力を後押しするようなものでなければ、政治的中立性を損なうとは言い難いだろう。（中略）

種々の言説が表明され、議論が展開されることで社会は強く、豊かになっていく。その場を提供するのも、地方自治体の重要な役割だろう。

<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/column05.html#201611>

42

第2 図書館は資料提供の自由を有する

* 事例-7を考えてみよう *

- ・「市立小学校30年史」に、当時在籍した小学生の名前と住所が記載されていた。15年前に学校からの寄贈で受け入れたものと判明した。
このまま公開書架で提供を続けてよいだろうか。

▶ 内容については製作者が責任を負っている。これらを公開するにあたっては一般的な資料と同様に扱う。

参考：藤倉恵一『図書館のための個人情報保護ガイドブック』p62-63

▶ 「公になっているものか」「出版・編集者の意向」「名簿記載者の同意を得ているものか」「人権・名誉・プライバシー侵害の申し立て」を判断の基準にする。

43

第2 図書館は資料提供の自由を有する

「北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係る御協力等について」

2022/8/30 文部科学省が各都道府県・指定都市図書館・学校図書館担当課等への事務連絡

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に向けて、「若い世代に対する拉致問題への更なる理解促進のため」、「図書館、学校図書館において、拉致問題に関する図書等の充実を図るとともに、拉致問題に関するテーマ展示を行う等、児童・生徒や住民が手に取りやすい環境の整備への御協力、周知」を依頼

拉致問題は早急に解決されるべき問題です。そして、図書館は、これまでも社会的関心の高いさまざまな問題について利用者への資料提供を行ってきています。拉致問題についても同様です。しかし、図書館での資料の充実や展示の開催については、そのテーマがどのようなものであっても、外部から一律に要請されるのではなく、各館が地域の事情や利用者のニーズなどを踏まえて主体的に考えて取り組むべきです。

(2022/10/22 JLA 意見表明)

44

休憩します。



45

第3 図書館は利用者の秘密を守る

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。
ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵害しない。
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

- ・1954年宣言では副文案の「検閲反対」の項目のなかに含まれていた。
- ・1979年改訂で、主文の一つの柱の一つになった。
- ・個人情報保護法が施行されるよりずっと前から図書館の大切な理念として守ってきたもの

46

第3 図書館は利用者の秘密を守る

うちの子が何を借りているか教えて、にどう答える？



ご本人以外にはお教えできないんです、と言いますよね？

「督促されたから返したくて聞いているのに、なんで？」
「何を借りてるかなんてそもそもプライバシーですか？」
「わたし、親ですよ」

こんなことを言われた経験、ありませんか？

でも、何を知られたくなくて、何を知られてもいいかは、誰にもわからない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

何を秘密と感じるかは人それぞれ

だから、図書館での読書は全部ひみつ！

- ✕ ○さいだから
- ✕ 親だから
- ✕ 連れ合いだから

どうぞ、ご本人におききください

ご本人からお問い合わせいただきましたら、回答します。

WEBでも確認できます

第3 図書館は利用者の秘密を守る

どこまでが図書館で守るべき「利用者の秘密」なの？

名前 住所 性別 電話番号 メールアドレス 通塾通学先 家族情報 カード番号	貸出中 貸出履歴 予約中 キャンセルした予約	お気に入り 検索履歴 利用回数 最終利用日 督促回数 来館したか していないか 防犯カメラ映像	OPAC コピー レファレンス インターネット DB
---	---------------------------------	--	--

49

第3 図書館は利用者の秘密を守る

「利用者の秘密」を

第3 図書館は利用者の秘密を守る

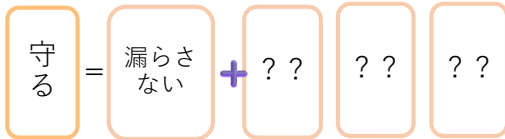
1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。
ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

「漏らさない」の？「守る」の？

50

第3 図書館は利用者の秘密を守る

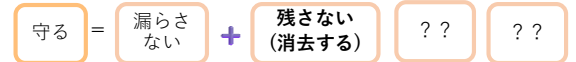
「守る」のは「漏らさない」だけじゃない？



51

第3 図書館は利用者の秘密を守る

「漏らさない」ための具体的な方法＝

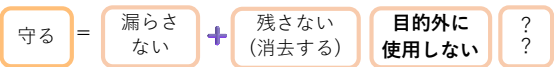


- ・ p.86 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」
「貸出記録は、資料が返却されたら速やかに消去」
- ・ p.46 「個人の読書記録の集積がその人の読書傾向であり、これが思想傾向と同一視されるならば明らかに思想調査につながるといわなければならない」
(=思想信条に関する情報は個人情報保護条例にて収集が原則禁止されている)

52

第3 図書館は利用者の秘密を守る

貸出記録を外部に漏らさなければ、あとは何をしてもいいの？
知る自由は保障できる？



- ・ p.35 「(貸出記録などは…)いずれも利用者のプライバシーに属することであり、本人の許諾なしには、他の人にたとえ保護者・家族であっても知らせたり、目的外に使用しない」

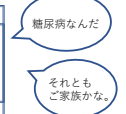
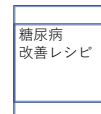
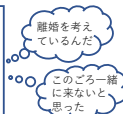
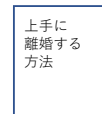
53

第3 図書館は利用者の秘密を守る

「目的外利用」とは？

▶貸出サービスにおいて、誰が何を借りたか、を図書館が把握する目的は、「財産の管理」であって、「利用者の管理」ではない。

▶だから、貸出記録を覗き見て、その人がどんな人物かを積極的に想像したり、職員同士でうわさ話をしたりするようなことは「目的外利用」に当たる。



第3 図書館は利用者の秘密を守る

「目的外利用」とは？

「うわさ話をしない」

↓
目に見える行為。
ルールによって禁止
できる。守ることも
比較的簡単。

「貸出記録を元に、利用
者の内面を想像しない」

↓
心の中は目に見えない。
規制するのは難しい。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

専門的職員(プロ)以外が貸出記録に触れることは
目的外利用を放置すること？

▶ 貸出記録に触れる仕事(例えば貸出サービス)は、実は高い
倫理性・専門性が問われる仕事。

▶ 「誰でもできる仕事ではない」「プロの仕事」という認識
を持つことが大切では？

職業体験、学校図書館の図書委員、ボランティア・・・
カウンターに立たせないところもある。
立たせるならば「自由宣言」の理念を共有して。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

個人情報提供の事例

- * 2008/12 千葉県東金市
5歳児遺体遺棄事件の容疑者と被害者の図書館利用履歴が報道、図書館が提供
- * 2012/12 奈良県立図書館
岡山検察庁に爆破予告メールの送付元としてカメラ画像の提供と利用者IDの
ログの記録を提供
- * 2015/10/5 『神戸新聞』
夕刊に村上春樹氏が高校図書館から借りた本の図書カードが名前が読める状態
で掲載される。自由委は「神戸高校旧蔵書貸出記録流出について(調査報告)」
を公表、是認できない考えを示した。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

フィクションに描かれる図書館

- * 相棒 2004/12/8放映 第7話「夢を喰う女」容疑者の図書館カードから司
書に貸出履歴を見せてもらうシーン
- * 『名探偵コナン』2007/1/22放映 第461話 図書カードから借りた子を特定
する場面
- * 『斉木楠雄のΨ難』2015/11/16号『週刊少年ジャンプ』名前が残るカード
が展開の軸
- * 2019/5 『花よりも花の如く』18巻『魔法にかかった新学期』2巻に学校図
書館利用者のプライバシー保護に問題があると学図研が白泉社に申し入れ

「耳をすませば」にみる貸出方式とリアル図書館の自由 平形ひろみ
(こらむ図書館の自由 『図書館雑誌』Vol.112 No.12 2022/12)
<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/640/default.aspx#202212>

第3 図書館は利用者の秘密を守る

フィクションに描かれる図書館に対し

「図書館は読書の秘密を守ることに(ご理解の要請)」
<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/yousei.html> 自由委 2005/2

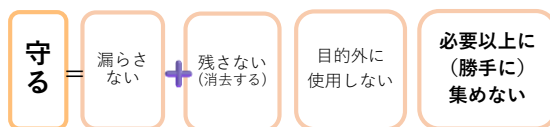


・p.84 図書館は利用者の読書の秘密を守ること
につき、貴社としてご認識をいただき、番組
制作方針に位置づけるべく周知徹底されるこ
とを要請いたします。

*米澤穂信著『本と鍵の季節』2018
図書委員が自由宣言を引いて、貸出履歴は教えられないという場面が描かれる

第3 図書館は利用者の秘密を守る

利用者の秘密を守る最後のキーワード



利用者の秘密で注目されやすいのは「貸出記録」だけど・・・

第3 図書館は利用者の秘密を守る

貸出記録以外にも、利用者が安心して図書館を利用するために守らなければならない秘密があるのでは？

第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、**利用者の読書事実**を外部に漏らさない。
ただし、憲法第35条にもとづく令状を確立した場合は例外とする。
2. **図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。**
3. 利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

読書事実

図書館の利用事実

61

第3 図書館は利用者の秘密を守る

読書以外の利用事実って？

- ・来館や利用の記録 その頻度 最終利用日、督促日・回数
- ・予約・リクエスト、キャンセル、お気に入り登録
- ・何をコピーしたか
- ・レファレンス利用
- ・OPAC、インターネット、DB利用、検索履歴

本人の許諾なしに保護者・家族にも知らせてはならない
目的外に使用することは許されない
→収集する情報の範囲を適宜見直すことも必要

62

第3 図書館は利用者の秘密を守る

必要以上に集めていない？とっておいてない？
勝手に集めていない？

名前 住所
性別
電話番号
メールアドレス
通勤通学先
家族情報
カード番号

貸出中 貸出履歴
予約中 キャンセルした予約

登録しているか 利用回数
最終利用日 督促回数
来館したか、
していないか 防犯カメラ映像

OPAC
コピー
レファレンス
インターネット
DB

63

第3 図書館は利用者の秘密を守る

コンピュータでの管理

日本図書館協会「デジタルネットワーク環境における図書館利用の
プライバシー保護ガイドライン（2019/5/24）」

<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/817/Default.aspx>



p.88

利用者への事前の同意（履歴活用はオプション）、自己情報への
アクセス、コントロール権を保障する
収集する情報は、必要最小限、必要最短期間
原則に基づいた収集方法、管理方法や削除時期などについて定
め、公開する

★チェック表としても使えることを目指して策定

解説動画も(図書館総合展ポスターセッション)

<https://www.libraryfair.jp/poster/2022/102>

64

第3 図書館は利用者の秘密を守る

個人情報の流出はほぼ人的要因

- * 2004/10/16 三重県立図書館システム開発委託業者によるデータ流出（PC盗難）
- * 2010/10 中野区立図書館 他自治体の図書館システム内に個人情報が入入
（三菱電機インフォメーションシステムズ）
- * 2014/2/14 高槻市立中央図書館 個人情報確認作業時のプリントアウトを盗まれる
- * 2005/3 越前市武生図書館 メールをBCCで送付せず、152人分のアドレス流出
- * 2005/10 加古川市立図書館 システム更新時の移行ミスによる流出
- * 2010/8 岐阜県立図書館 個人情報を保存したUSBを紛失
- * 2012/11 名古屋市図書館 別の利用者に予約レシートをはさんだまま貸出す事案
- * 2016/10 秋田市立図書館 16万人分の貸出・登録データ入移動図書館ノートPC紛失
- * 2016/11 大阪府立図書館 メールサーバーへの不正アクセス、迷惑メール8千件送信
- * 2018/10/26 兵庫県立図書館 お知らせメールをBCCにせず3,294人に誤送信
- * 2019/7/19 宮崎県立図書館 HPIに22名分の個人情報を掲載

65

第3 図書館は利用者の秘密を守る

貸出記録の利活用サービス

公共図書館にも広がっている。人ごとではないかも？



読書通帳
（預金通帳タイプ、
お薬手帳タイプ）



マイページ
読書履歴

貸出中・予約中・
予約取消・リクエスト・
レファレンス・お気に入り

利用回数
最終ログイン日…

66

第3 図書館は利用者の秘密を守る

貸出記録の利活用サービス



- ・p.48 サービスを導入する場合、希望者のみ選択でき、希望者のデータのみを保存する方式とするなど、保護と利用のバランスを検討
- * 2008/1 練馬区立図書館が、汚破損者特定のために貸出履歴を返却後も保存するシステムとし、東京の図書館をもっとよくする会から、「練馬区立図書館貸出し履歴保存」問題に関する見解が出される (2008/4/12)

・情報を持つのは図書館でよいのか？利用者が一定期間出力できる機能をシステムに持たせて、利用者側で管理できるようにしていくべきでは？
「公共図書館システムの「マイページ」と貸出記録」奥野吉宏
こらも図書館の自由 『図書館雑誌』Vol.115, No.8 (2021/8)
<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/840/Default.aspx#202108>

67

第3 図書館は利用者の秘密を守る

「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
<https://www.jla.or.jp/home/tabid/853/Default.aspx>

「氏名及び緊急連絡先を把握し、来館者名簿を作成する」(2020/5/14)

- ・名簿の作成は、来館者の館内での行動の範囲・地域の事情や感染状況のリスク、従事者の業務体制、自治体の対応方針などを十分に検討した上で「行う」。
- 2020/5/14付、公益社団法人日本図書館協会策定。2020/5/20補足説明を作成、2020/5/26に更新版（図書館が主体的に判断）を作成し、翌27日作成経緯と作成過程、補足説明を公表。
- 2021/2/26更新（利用者が自ら記録すること、COCOAの推奨が補足）
- 2021/10/19更新（QRコードの読み取りを推奨）
- 2022/6/22更新（来館記録削除）
- 2022/12/1更新（消毒、接触感染、距離をとることの見直し）
- 2023/3/1更新（マスク着用は個人の判断に委ねることを基本）

68

COVID-19の影響による図書館の動向調査(SAVERMLAK)

結果公表日	閉館率	入館記録実施率	結果公表日	閉館率	入館記録実施率
2020年4月16日	57%		2021年1月11日	3.3%	
4月24日	88%		2月9日	5.3%	
5月7日	92%		3月9日	2.4%	18.0%
5月16日	69%	5.8%	4月13日	0.6%	17.7%
5月23日	47%	10.2%	5月9日	8.7%	18.1%
6月7日	7%	18.2%	5月31日	20.2%	16.0%
6月22日	1.6%	20.4%	6月29日	1.7%	16.4%
8月2日	1.5%	20.2%	7月26日	0.9%	17.0%
8月30日	2.4%	23.5%	8月25日	15.5%	16.1%
10月7日	0.3%	21.8%	9月23日	20.4%	15.9%
11月27日	0.2%	21.5%	10月25日	0%	15.4%
			12月17日	0%	14.6%
			2022年2月4日	8.6%	15.0%

緊急事態宣言

第1回 2020年4月7日～5月25日 全国（最大）

第2回 2021年1月8日～3月21日 11都府県（最大）

第3回 2021年4月25日～6月20日 10都道府県（最大）

第4回 2021年7月12日～9月30日 19都道府県（最大）

<https://savermlak.jp/wiki/covid-19-survey>

「新型コロナウイルス感染症と図書館の対応
—「図書館の自由」の観点から—

http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/inkai/jiyu/106taikai_covid19.pdf

山口真也（沖縄国際大学・日本図書館協会図書館の自由委員会委員）

○入館記録の収集（2020年6月・8月）

来館記録収集の強制性		
項目	自治体数	割合
任意（と思われる）	23	5.4%
強制（と思われる）	41	9.6%
不明	364	85.1%

来館記録収集の法的根拠の明示		
項目	自治体数	割合
個人情報保護条例の説明あり	10	2.3%
説明間違った（個人情報保護法と誤記）	5	1.2%
感染症に関する法律の説明あり	3	0.7%
説明がない	410	95.8%

第3 図書館は利用者の秘密を守る

図書館の自由委員会では
日本図書館協会の「予防ガイドライン」より前に発信を開始

こんなときどうする？「covid19に向き合う」(2020/5/5掲載、最終更新2020/7/29)
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定を受けて図書館の再開を検討するために <http://www.jla.or.jp/committees/jiyu///tabid/854/Default.aspx>

来館記録の収集は推奨しません。(2020/5/10発信 最終更新2020/8/22)
<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu///tabid/854/Default.aspx#note02>

感染症拡大防止という観点から適切な対応が取られているかどうか
来館記録を書かないといけないなら図書館に行かれない、そうすると知る自由、知る権利が保障されない。だから、来館記録はプライバシー。

71



休憩します。

72

第3 図書館は利用者の秘密を守る

防犯(監視)カメラを設置するなら



- ・利用者の肖像権や個人情報保護に配慮する
- ・設置場所、設置数、撮影範囲は目的達成のために必要最低限にとどめる
- ・設置の事実を明示する
- ・管理責任者、職員の秘密保持義務を確認する
- ・録画する場合、データの保存期間、第三者への提供制限について定める

*2020/1/8 練馬区立石神井図書館で、窓口委託業者が監視カメラ記録を警察に提供していたことが、東京新聞で報じられた。2年間で15件提供、市民に見せていた例もあった。

「図書館と防犯カメラ-図書館にふさわしい運用基準を」 鈴木章生
(こらむ図書館の自由『図書館雑誌』Vol.109, No.1 (2015/1))

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/jiyu/column05.html#20150>

73

第3 図書館は利用者の秘密を守る

外部とは

公立図書館と設置自治体

独立した教育施設としての公共図書館 図書館以外は外部
(教育委員会、首長部局、議会・・・)

学校と学校図書館

学校図書館が管理する読書・利用の事実は、公共図書館と同様に資料管理を目的としている。教育指導上の目的に活用することは原則としてなじまない。

*岡山市の学校図書館「としょかんのちかい」

▶履歴の残らない貸出方式へ



74

第3 図書館は利用者の秘密を守る

警察の捜査への対応

- ・法令との関係 【令状主義】

憲法第35条による令状が出された場合のみ例外

「個人の財産に対する侵入・捜査・押収は裁判所の発する令状がなければ行えない」

*2018/11/13『苫小牧民報』

苫小牧市立図書館が警察に特定個人の貸出と予約情報を令状なしで提供

<守秘義務の及ぶ範囲>

どのような職員、運営形態であっても、
図書館で働くすべての人に

75

第3 図書館は利用者の秘密を守る

「捜査関係事項照会書」では

- ・刑事訴訟法第197条第2項 「捜査関係事項照会書」

「捜査については公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」

★報告「しなければならない」のではなく、応じなくても処罰されない。

警察庁「捜査関係事項照会書の適正な運用について」(平成31年3月27日)

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/keiki/310327-20.pdf>

「本照会書は、あくまで捜査のための必要事項の「報告」の要求であることから、直接帳簿、書類等(原本を含む)の提出を求めることは本案を根拠としてはできない」(警察庁の施策を示す通達(刑事局))

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji.html>

76

2019.07.07 岩手日報

「内心の自由が捜査か 県内図書館利用者情報の警察照会」

県内の公立図書館が警察から任意捜査で利用者の情報を求められたら、提供するのか、拒否するのか。

岩手日報社の調査によると、今後照会依頼があった場合、**県立図書館と全33市町村中22市町村の公立図書館**が「提供しない」とした一方、北上、葛巻の2市町は「提供する」、花巻市など9市町村が「状況に応じて判断する」と回答した。

全国的に提供する例が増加する中、憲法が保障する「内心の自由」を守ろうとする図書館側と捜査機関のせめぎ合いが続いている。

盛岡市の県立図書館(小田島正明館長)は、個人情報保護条例や日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」などを根拠に、「提供しない」と回答。そもそも貸し出し履歴などを記録しないシステムとし、情報管理を徹底している。「提供しない」と回答した22市町村の公立図書館も、同宣言や同条例のほか、地方公務員法の守秘義務などを根拠に挙げた。大船渡市立図書館の金野優子館長は「どのような本を借りているかはその人の主義主張や心情を表すものであり、当事者に迷惑を掛けてしまうことはあってはならない」と説明する。

77

第3 図書館は利用者の秘密を守る

利用者の秘密を守ることは

- ・すべての図書館員に課せられた責務
- ・資料・情報提供を充分に行うため
- ・一度失った信頼を取り戻すのは困難
- ・コンピュータ導入で大量なデータの迅速な処理が可能になった反面、情報流出があると大きな被害をもたらす

78

第3 図書館は利用者の秘密を守る

事例-15を考えてみよう

- 子どもが図書館へ行くと出かけたが帰ってこないで、保護者が警察に届けた。保護者から図書館に連絡があり、貸出したか、来館したか教えてほしいと言われた。カードを使った形跡はないが、そのことをつけてよいだろうか。
- ほとんど警官が来館しその子どもが図書館に立ち寄ったか、監視カメラの記録を見せるよう依頼があった。監視カメラの記録は2週間分保存している。見せてよいだろうか。

- ▶来館してるか、してないか、も秘密のうち。「ない」と答えることもしない。
- ▶捜査機関からの口頭の問い合わせにはこたえない(個人的な情報収集を排除する)文書紹介すれば応じてもらえるという期待を持たせない。

こらむ 図書館の自由 「うちの子をさがしています」にどう答える(津田さほ)
<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/640/default.aspx#202205>

79

第4 図書館はすべての検閲に反対する

第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基礎とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集を事前に制し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の言説にみちた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

80

第4 図書館はすべての検閲に反対する

現代の検閲とは

- * 2008/11 厚生事務次官殺傷事件、容疑者が国立国会図書館で被害者の住所を調べたと供述、提供禁止に。
日図協は常態化させず過剰な規制は是正すべきと呼びかけ
「名簿等の利用規制について」日本図書館協会 2008/12 (『解説書第3版』p.82-83)
<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/kenkai/200812b.pdf>
<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/meibo.html>
- * 2019「あいちトリエンナーレ2019」への補助金不交付
- * 有害図書指定

81

第4 図書館はすべての検閲に反対する

個人や団体からの特定の図書館資料への異議申し立て

- ・自分の意見が絶対という強固な信念
- ・宗教・政治・猥褻・暴力・差別・LGBT・道徳・倫理・・・
- * 2008/7 堺市立図書館におけるBL図書購入をめぐる
- ・社会的影響力の大きい個人・組織・団体からの圧力
→検閲と同様か、図書館の自己規制を生み出しやすい

自己規制の結果、図書館が知る自由を妨げていませんか？

こらむ 図書館の自由 「読国版；誰でもどこでも何でも読める」(千鶴列)
<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/640/default.aspx#202410>

82

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたかひの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることによって共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

- ・問題解決への対応は、職員全員の知恵と力で
- ・共通の立場を持つ団体・機関・人びととの連携
- ・図書館活動を通して市民の理解を得る不断の努力
豊かな図書館体験 資料を的確に提供されてこそ宣言を伝え、知ってもらい、実感してもらおう
- ・図書館の自由を守る行動で不利益を受けない
日本図書館協会の責務

84

「自由宣言」展示パネル

図書館の自由展示パネル利用のご案内
<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/686/Default.aspx>

- 1 何でも読める・自由に読める
- 2 日本図書館協会の普及活動
- 3 検閲と思想審導
- 4 自主規制をのりこえるきっかけになった事件
- 5 資料提供の自由を守る ― 人権と差別
- 6 資料提供の自由を守る ― 少年事件報道 制限から提供へ
- 7 資料提供の自由を守る ― 青少年条例と有害図書規制
- 8 子どもたちの読書の自由
- 9 利用者の秘密を守る
- 10 フィクションの中で誤解される図書館像
- 11 公立図書館に対し公平で中立的なサービスを求める裁判
- 12 条例や規程に見る図書館の自由の精神
- 13 最近の話題

リーフレット

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/jiyu/panellief2014.pdf>

全国の図書館に
貸出OK！

85

まとめ 実践するには

- ・ 日常の問題意識が大切 必要な要綱等の制定と公表
- ・ 検討・議論・確認の場の設置(委員会・研修・OJT)
- ・ 記録と情報の共有化
 日本図書館協会 HP (「図書館の自由委員会」のページ)
<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/182/Default.aspx>
 こらむ図書館の自由 (『図書館雑誌』連載)
 「図書館の自由」ニューズレター (年4回発行)

86

参考文献

- ・ 『「図書館の自由に関する宣言1979改訂」解説』第3版
 日本図書館協会図書館の自由委員会/編 日本図書館協会 2022/5
- ・ 『「図書館員の倫理綱領」解説』増補版
 日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会/編 日本図書館協会 2002/4
- ・ 『図書館の自由に関する全国公立図書館調査2011年』
 日本図書館協会図書館の自由委員会/編 日本図書館協会 2013/6
- ・ 『図書館の自由に関する事例33選』
 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会/編 日本図書館協会 1997/6
- ・ 『図書館の自由に関する事例集』
 日本図書館協会図書館の自由委員会/編 日本図書館協会 2008/9
- ・ 『「図書館年鑑」にみる「図書館の自由に関する宣言」2004年から2017年のあゆみ』
 日本図書館協会図書館の自由委員会/編 日本図書館協会 2019/10

87

ありがとうございました。



88